

山梨県公報

第三百七十九号

令和五年

五月二十二日

月 曜 日

目次

告示

○道路の区域変更(二件)……………三五二

○道路の供用開始……………三五二

公告

○一般競争入札について……………三五二

○大規模小売店舗の名称等の変更の届出(二件)……………三五四

○土地改良区役員の新任及び就任……………三五五

選挙管理委員会

○政治団体の名称等の届出……………三五五

告示

山梨県告示第四百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和五年六月十二日まで一般の縦覧に供する。
令和五年五月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 長坂高根線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
北杜市高根町村山西割字権現ノ木二七〇二番五地先から	旧	七・八	四九七・一

北杜市高根町村山北割字大明神二三〇四番二地先まで

新 一三・二

三〇・九

四九七・一

山梨県告示第四百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和五年六月十二日まで一般の縦覧に供する。
令和五年五月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 大月上野原線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
上野原市上野原字新田倉三〇八四番地先から	旧	五・一	一八・二
上野原市上野原字上新田倉二九四九番一地先まで	新	五・八	一八・二

山梨県告示第四百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び新環状道路建設事務所において、この告示の日から令和五年六月十二日まで一般の縦覧に供する。
令和五年五月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 百四十号

三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
甲府市小曲町字下五割一〇六四番八地先から 甲府市西下条町字川代一三四六番四地先まで	旧	八九・八 一三三・五	一八六・九
甲府市小曲町字下五割一〇六四番八地先から 甲府市西下条町字川代一三四六番四地先まで	新	八九・八 一七五・四	一八六・九
甲府市小曲町字下五割一〇六四番八地先から 甲府市西下条町字川代一三五二番一地先まで		九・四 一三四・五	三二六・一

山梨県告示第四百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び新環状道路建設事務所において、この告示の日から令和五年六月十二日まで一般の縦覧に供する。

令和五年五月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	百四十号	甲府市小曲町字下五割一〇二九番三七地先から 甲府市西下条町字川代一三四六	一五二・七	令和五年五月二十二日

公 告

番四地先まで

● 一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年五月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 調達をする物品等の名称及び数量
 - (一) 名称 特種自動車（多目的作業車）
 - (二) 数量 一台
 - 2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容であること。
 - 3 納入期限 令和六年三月二十九日
 - 4 納入場所 知事が指定する場所
- 二 事務を担当する所属 山梨県総務部資産活用課庁舎管理室
- 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。
 - 1 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者
 - (二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
 - (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七條の四第一項第

三号に該当する者を除く。)

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 入札説明書に示した調達物品の規格(仕様)に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明する書類を提出した者であること。

3 納入しようとする物品に係るメンテナンスを知事の求めに応じて、山梨県内で速やかに対応できることを証明する書類を提出した者であること。

4 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

5 山梨県物品等競争入札参加資格者の登録を受けている者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査
1 申請の時期 この公告の日から令和五年六月六日(火)まで(山梨県の休日を含める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局管理課調度担当
五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 四3に掲げる場所

2 入札説明書等の交付方法 この公告の日から令和五年五月二十六日(金)までの日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四3に掲げる場所において直接交付する。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和五年六月三十日(金) 午前十一時
(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁防災新館四階四一〇会議室

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部資産活用課庁舎管理室担当宛にて令和五年六月二

十日(火)までに到着するよう送付すること。

6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(車両本体、付属品、法定登録費用、リサイクル料及び登録代行手数料並びに消費税及び地方消費税の額の合計額)を入札書に記載すること。

7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

8 落札者の決定方法 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨
(一) 言語 日本語
(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 契約書作成の要否 要

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三に掲げた一般競争入札の参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。
 (三) 問合せ先 山梨県総務部資産活用課庁舎管理室（電話〇五五―二二三―一三九
 一）

※ Summary

- 1 Nature and quantity of the services to be procured: Road sweeper (rear lift dump Vacuum type) Unit
- 2 Date and time of tender: 11:00AM June 30, 2023
- 3 Bureau in charge: Property Management Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1392

● 大規模小売店舗の名称等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和五年五月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 本田技研工業株式会社 代表執行役 三部敏宏 東京都港区南青山二丁目一番一号
- 二 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 株式会社ホンダ四輪販売関東中央ホンダカーズ山梨甲府店 山梨県甲府市国母六丁目三番十号
 - 2 変更した事項
 - (一) 大規模小売店舗の名称

変更前	株式会社ホンダ四輪販売関東中央ホンダカーズ山梨甲府店	変更後	株式会社ホンダモビリティ北関東ホンダカーズ山梨甲府店
-----	----------------------------	-----	----------------------------

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
-----	-----

株式会社ホンダ四輪販売関東中央 代表取締役 菅野浩嗣 群馬県伊勢崎市田中島町千四百三番十 四	株式会社ホンダモビリティ北関東 代表取締役 高倉成之 群馬県伊勢崎市田中島町千四百三番十 四
---	---

- 3 変更の年月日 令和五年四月一日
- 三 届出年月日 令和五年五月八日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和五年九月二十二日まで

● 大規模小売店舗の名称等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和五年五月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 グンゼ開発株式会社 代表取締役 熊田誠 兵庫県尼崎市塚口本町四丁目八番一号
- 二 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 日向G・Price店 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門千三百八十四―一
 - 2 変更した事項
 - (一) 大規模小売店舗の名称

変更前	日向G・Price店	変更後	グンゼタウンセンター市川大門
-----	------------	-----	----------------

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
-----	-----

グンゼ開発株式会社 代表取締役 赤瀬康宏 兵庫県尼崎市塚口本町四丁目八番一号	グンゼ開発株式会社 代表取締役 熊田誠 兵庫県尼崎市塚口本町四丁目八番一号
--	---

- 3 変更の年月日 平成二十九年二月二十四日外
- 三 届出年月日 令和五年四月十七日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和五年九月二十二日まで

● 土地改良区役員の退任及び就任
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、本途堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
令和五年五月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	花田茂美	甲斐市下今井千六百五十一番地	令和五年四月二日
同	服部美昭	甲斐市下今井千八百三十四番地	同
同	保坂順三	甲斐市下今井千八百二十七番地	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	長坂昌司	甲斐市下今井千七百二十七番地	令和五年四月三日
同	梅田敏	甲斐市下今井二千七百七十七番地	同

同	輿石武人	甲斐市下今井千六百二十一番地	同
---	------	----------------	---

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第四十二号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項、第七条及び第十九条第二項の規定による届出が次のとおりあった。
令和五年五月二十二日

山梨県選挙管理委員会
委員長 小宮山 博

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
櫻井をさみ後援会	櫻井格光	渡辺実	南都留郡忍野村内野一八〇一	令和五年四月五日	令和五年四月七日
シン・フジヨシダを実現する会	眞田裕之	藤本隆志	富士吉田市新西原四一四一四	令和五年四月十日	令和五年四月十日
渡辺よしやす後援会	渡邊慶泰	渡辺秀司	南都留郡忍野村忍草二四一	令和五年四月十一日	令和五年四月十一日
Zero1	高村康	高村ゆきの	南都留郡山中湖村山中二三五一三	令和五年四月七日	令和五年四月十二日
鈴木こうき後援会	鈴木康揮	鈴木康揮	大月市猿橋町殿上三〇三	令和五年四月十二日	令和五年四月十二日
天野きずく後援会	天野 築	天野和彦	大月市笹子町白野四一二	令和五年四月十四日	令和五年四月十四日
泉友会	蒔田和重	窪田進	中巨摩郡昭和町紙漉阿原一七三三	令和五年四月一日	令和五年四月七日
亀井よしのぶ後援会	亀井好延	亀井みゆき	大月市富浜町宮谷一五三一一一	令和五年四月十日	令和五年四月十七日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	自由民主党身延支部	河井 淳	保坂光昭	南巨摩郡身延町身延三六七〇	令和五年二月二十四日	令和五年四月十七日
旧	自由民主党身延支部	小池昭光	河井 淳	南巨摩郡身延町身延三六五九	令和五年二月二十四日	令和五年四月十七日
新	鶴友会	小佐野一久			令和五年一月二十日	令和五年四月十七日
旧	鶴友会	流石 統治			令和五年一月二十日	令和五年四月十七日

政治資金規正法第十九条第二項による届出 資金管理団体指定届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
鈴木康揮	市議会議員	鈴木こうき後援会	大月市猿橋町殿上三〇三	鈴木康揮	令和五年四月十二日	令和五年四月十二日